

提 言 書

平成24年5月
全国特例市市長会

地方分権の推進に関する提言について

我が国の経済情勢は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しの動きが見られるものの、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらにはデフレの影響、雇用情勢の悪化懸念が依然続いている状況にあります。こうした中、被災地の真の復旧・復興へ向けては、国が中心となってさらなる支援・取組を行うことが急務であります。

地方においては、社会保障関係経費増への対応、住民が安心して生活できる基盤整備の確立に向けた多くの問題を解決するために、財源の確保や、従来の国と地方の関係の見直しが課題となっております。

このような中、昨年4月に成立した「国と地方の協議の場に関する法律」は、地方の長年の声の実現したものであり、今後、国と地方の実効ある対話を積み重ねる中で、国・地方を通じて真に効果的な施策が進められるものと期待しております。

また、同年4月には、地方分権改革推進計画を踏まえた、いわゆる第1次一括法が成立し、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大が講じられることとなり、同年8月には地域主権戦略大綱を踏まえた第2次一括法が成立し、基礎自治体への権限移譲を含めた関係法律の整備がなされることとなりました。さらに、同年11月には、第3次見直しの閣議決定がなされたことから、地域主権改革のさらなる推進を囑望するものです。

その一方で、国と地方が対等なパートナーシップの関係へと転換し、地域主体の行政を展開していくためには、国と地方の協議をさらに積み重ねることが重要であると認識しております。

私たち特例市は、住民に最も身近な基礎自治体として、地方分権の推進に果たすべき役割の重さを自覚し、自主性と自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて全力を挙げて取り組んでいく所存であります。

国においては、私たち地方の意見を真摯に受け止めるとともに、引き続き国と地方の協議の場を開催し、特例市に関する制度の一層の充実を図るため、次の事項について早急かつ着実に適切な措置を講じられるよう強く要望します。

1) 平成23年度は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法及び第2次一括法）」が成立したが、国では、引き続き、地方分権改革推進委員会で示された勧告の実現に向け、見直しを実施することとしている。

こうした状況を踏まえ、真に自立した地方自治の確立を目指し、地域の中核都市であるわれわれ特例市が、自らの責任のもとに住民の負託に応え、地方分権の推進に主役となって取り組むことができるよう、次に掲げる所要の措置を講ずるよう要望する。

1. 「義務付け・枠付けの見直し」は、地域の条例制定権を拡大し、地方自治体が自己決定・自己責任において効率的に行政運営する仕組みを構築するために不可欠な改革である。国においては、地方分権改革推進委員会第2次勧告で示された条項のうち見直しに至っていない事項の具体化に向けた検討を間断なく行い、勧告の内容に沿った見直しの実現を果たすこと。

2. 「権限移譲」は、住民に最も身近な基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担うために不可欠な改革である。国においては、実施主体となる地方の要望を十分に反映し、地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された条項のうち見直しに至っていない事項の具体化に向けた検討を間断なく行い、勧告の内容に沿った見直しの実現を果たすこと。

3. 「義務付け・枠付けの見直し」及び「権限移譲」に伴い、地方自治体において、条例の制定・改正作業や、事務処理方法の変更、専門性の確保などの対応が必要になることから、国においては、地域主権改革の実現を前提とし、情報提供を積極的に行うこと。

4. 「国と地方の協議の場」が法制化されたことに伴い、国においては、この協議の場を積極的に活用し、地方の意見を的確に反映させた地域主権改革を実施すること。

2) 国と地方の役割分担を明確化するとともに、役割の分担に際しては、地方との協議の場において十分議論し、事務移譲に伴う新たな事務執行体制の構築に必要な人件費等、分担する役割に見合った所要の財源措置を講ずること。

また、地域主権改革の推進により、国と地方の役割が大きく変わること、とりわけ、定員管理の適正化など地方行革に取り組んできた地方自治体の行政体制を見直す必要性があることについて、国においても国民に対し十分な説明を行うこと。

3) 国庫補助負担金の改革のうち、国の責務として格差なく全国統一的な措置が望まれるものについては、国が直接事務を行うべきであり、地方に事務を求める場合は、システム改修等に要する経費も含め、国の責任において確実に財源保障し、地方に財政負担を求めないこと。

また、地方の自由度の拡大に繋がらない、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げなど、地方への一方的な負担転嫁は行わないこと。

4) 地方交付税は、地方が基本的な行政サービスを提供することができる財源を保障するための地方固有・共有の財源であることから、地方自治体の安定的財政運営に必要な総額を確保するとともに、財源保障、財源調整機能を強化すること。

また、地方交付税の法定税率の引上げ等により安定的に地方交付税の総額を確保し、自治体の予見可能性を高めるとともに、住民への説明責任向上の観点から、普通交付税の透明性、特別交付税の算出基礎の明確化を図り、住民に分かりやすい制度とすること。

5) 国庫補助負担金の一括交付金化にあたっては、現行の補助負担金の総額を保障するとともに、申請手続きの簡素化、地方財政の効率性や地域間の公平性に配慮し、福祉等のソフトサービス分野も含め、真に地方自治体の自由度が拡大する制度設計となるよう、国と地方の協議を進め、地方の意見を十分反映し、早期実現に努めること。

また、地域主権に向け、国と地方の役割分担を適切に整理したうえで、地

方交付税又は税源移譲（一般財源化）を実現するまでの短期間の過渡的な制度とすること。

- 6) 地方債は、地方公共団体にとって、中長期的視点による財源の効率的・安定的配分を図るうえで重要な歳入項目である。

自己決定・自己責任による財政運営が求められている今日、地方債協議制へ移行の趣旨を踏まえ、バリアフリー化や省エネルギー化、さらには、施設の長寿命化の視点から、地方債発行の対象となっていない施設の改修事業費など、時代が要請する事業費の財源に地方債が充てられるよう、より柔軟な地方債の発行に配慮するとともに、学校等公共施設の耐震化に向けた制度の拡充を図ること。

あわせて、政府資金の繰上償還は、地方公共団体の公債費負担の軽減に向け、繰上償還により将来負担すべき利息の大幅な縮減に繋がる補償金設定とするなど諸条件を緩和した恒久的な制度とすること。

- 7) 地方の道路整備水準は国に比して低い状況にあることから、市町村が道路整備を計画的に行えるよう、その整備に係る財源の充実強化を図ること。

- 8) 社会保障と税の一体改革については、身近な福祉サービスを担う地方の役割を踏まえ、地方の意見や制度運営の実態を勘案した税制改革を行うこと。

以上、要望します。

平成24年5月28日

全国特例市市長会

全国特例市市長会名簿

会 長	鳥 取 市 長	竹 内	功
副 会 長	春 日 井 市 長	伊 藤	太
副 会 長	甲 府 市 長	宮 島	雅 展
監 事	太 田 市 長	清 水	聖 義
監 事	呉 市 長	小 村	和 年
	八 戸 市 長	小 林	眞
	山 形 市 長	市 川	昭 男
	水 戸 市 長	高 橋	靖
	つ く ば 市 長	市 原	健 一
	伊 勢 崎 市 長	五 十 嵐	清 隆
	熊 谷 市 長	富 岡	清
	川 口 市 長	岡 村	幸 四 郎
	所 沢 市 長	藤 本	正 人
	春 日 部 市 長	石 川	良 三
	草 加 市 長	田 中	和 明
	越 谷 市 長	高 橋	努
	平 塚 市 長	落 合	克 宏
	小 田 原 市 長	加 藤	憲 一
	茅 ヶ 崎 市 長	服 部	信 明
	厚 木 市 長	小 林	常 良
	大 和 市 長	大 木	哲
	長 岡 市 長	森	民 夫
	上 越 市 長	村 山	秀 幸
	福 井 市 長	東 村	新 一
	松 本 市 長	菅 谷	昭
	沼 津 市 長	栗 原	裕 康
	富 士 市 長	鈴 木	尚
	一 宮 市 長	谷	一 夫

四日市市長	田中俊行
岸和田市長	野口聖
吹田市市長	井上哲也
枚方市長	竹内脩
茨木市長	木本保平
八尾市長	田中誠太
寢屋川市長	馬場好弘
明石市長	泉房穂
加古川市長	樽本庄一
宝塚市長	中川智子
松江市長	松浦正敬
佐世保市長	朝長則男